

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人雅福社会の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の金額)

第3条 役員等に対する報酬は一会計年度一人当たり一万円とする。

(支給の時期及び方法)

第4条 支給の時期は一会計年度の最初に開催する理事会及び評議員会においてする。また、支給の手段は原則現金支給とする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。